

イスラエルを非承認とする：責任、平等、永続的平和への道

イスラエル・パレスチナ紛争は、70年以上にわたり続いており、現代史において最も解決が難しく、道徳的に重い紛争の一つです。2025年6月1日時点で国連加盟165カ国に承認されているイスラエルは、特にガザとヨルダン川西岸での軍事作戦において、国際法の体系的な違反、戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイドの疑いで非難されています。国際司法裁判所（ICJ）および国際刑事裁判所（ICC）は前例のない措置を講じており、南アフリカがICJでイスラエルに対するジェノサイド訴訟を主導し、ICCは2024年にイスラエルのベンヤミン・ネタニヤフ首相と元国防相ヨアヴ・ガラントに対する逮捕状を発行しました。これらの措置にもかかわらず、イスラエルの承認された国家としての地位と、米国などの同盟国からの保護により、責任追及は依然として困難です。このエッセイは、国際社会が大胆な一歩を踏み出すべきだと主張します：イスラエルを国家として非承認とし、すべての外交的・経済的関係を断ち切り、イスラエル国防軍（IDF）をテロ組織と指定し、領土に入る戦争犯罪およびテロリストの疑いのある者に対して普遍的管轄権を主張することです。これらの措置は、イスラエルに責任を負わせるだけでなく、和平交渉の場を平等にし、イスラエルとパレスチナの代表者が対等に交渉し、イスラエルが国際的正統性を回復するために譲歩することを強いられます。

1. イスラエルを非承認とする法的・道義的根拠

国際法に基づく国家の承認は、1933年のモンテビデオ条約に定められたように、法的義務ではなく裁量的な政治的行為です。国家には、恒久的住民、明確な領土、政府、及び他の国家と関係を結ぶ能力が必要です。イスラエルは書面上これらの基準を満たしていますが、1967年以降のパレスチナ領土の占領、植民地拡大、多数の民間人犠牲者を引き起こす軍事作戦は、国際規範を遵守する国家としての正統性を損なっています。ICJの2024年の勧告的意見は、イスラエルの占領が違法であると宣言し、南アフリカ、トルコ、アイルランドなどの国々が支持するICJでの進行中のジェノサイド訴訟は、イスラエルの行為が国際法の重大な違反に該当するという国際的合意が高まっていることを示しています。

イスラエルを非承認することは、その主権的地位を剥奪し、責任追及を免れる法的保護を排除します。非国家主体として、イスラエルは国際裁判所での主権免除の恩恵を受けなくなり、その行為は戦争法ではなく、テロ対策の枠組みで判断される可能性があります。歴史的先例として、ボリビアは2023年に、ベネズエラは2009年に、ガザでのイスラエルの行動を理由にイスラエルの承認を撤回しました。十分な数の国家がこれに続ければ、イスラエルの国家としての地位は正当性を失い、その政策の見直しを迫られます。

2. 外交的・経済的関係の断絶

外交的・経済的関係の断絶は、イスラエルがその違反に対処する圧力を強めます。外交的には、大使館の閉鎖、イスラエル外交官の追放、国連などの国際フォーラムへのイスラエルの参加停止を意味します。経済的には、包括的な制裁の課す、貿易の禁止、特に占領に関与する企業（違法な入植地で活動する企業など）からの投資撤退を伴います。ボイコット・投資撤退・制裁（BDS）運動はすでに世界的に支持を集めており、アイルランドやスペインなどの国は2024年にイスラエル入植地との貿易制限措置を講じました。より広範な経済ボイコットは、イスラエルの経済に大きな打撃を与えます—2024年のGDP5480億ドルは、主に米国とEUへの技術や武器の輸出に大きく依存しています。

これらの措置は、1980年代のアパルトヘイト下の南アフリカに課された制裁と同様に、イスラエルを国際的に孤立させ、最終的にその体制を交渉に追い込みました。イスラエルの国際的支援、特に米国からの年間38億ドルの軍事援助への依存は、協調的な経済的圧力に対して脆弱です。米国が、世論の変化（例：2024年のギャラップ世論調査でイスラエルのガザでの行動に対する55%の不支持を示す）に影響されて支援を減らせば、イスラエルは政策変更の大きなインセンティブに直面します。

3. IDFをテロ組織と指定

IDFをテロ組織と指定することは、イスラエルを非承認とすることの自然な結果です。グローバル・テロリズム・データベース（GTD）の定義によれば、テロリズムは「非国家主体による違法な武力および暴力の脅迫または実際の使用で、恐怖、強制、または威嚇を通じて政治的、経済的、宗教的、または社会的目標を達成すること」を含みます。イスラエルが国家でなくなれば、IDFの行動—例えば、2024年のラファのテントキャンプへの2000ポンドのバンカーバスター爆弾による爆撃で数十人の避難民を殺害したり、飢えたパレスチナ人を救援物資配布地点に誘い出して銃撃する行為—はこの定義に該当します。これらの行為は現在戦争犯罪として評価されていますが、テロリズムとして再分類され、ISISやアルカイダのようなグループの同様の行動と同等に扱われます。

法的影響は重大です。各国は、米国の外国テロ組織（FTO）リストやEUのテロリストブラックリストなどの国内法に基づいてIDFをテロ組織と指定でき、制裁、資産凍結、IDFメンバーおよび支援者への渡航禁止を可能にします。例えば、グレタ・トゥーンベリのような活動家を乗せた船を沈めるなど、フリーダム・フロティアへの攻撃を扇動する個人は、英国の2006年テロリズム法やEUの2017/541指令などの法律に基づいてテロ扇動で訴追される可能性があります。これは、武器供給者や寄付者など、IDFに物的支援を提供する者にも、米国の18 U.S.C. § 2339Bなどの枠組みで適用されます。

4. 普遍的管轄権の主張

普遍的管轄権は、行為の発生場所や行為者の国籍に関係なく、テロリズムなどの重大な国際犯罪で個人を訴追することを国家に許可します。IDFがテロ組織と指定されれば、各国は自国領土に入るIDFの司令官、兵士、イスラエル当局者に対して普遍的管轄権を主張できます。例えば、2024年のラファ爆撃の責任者である司令官は、スペインやベルギーで逮捕される可能性があります。

り、これらの国にはそのような訴追の歴史があります（例：2001年のベルギーでのアリエル・シャロンに対するサブラ・シャティラ虐殺の訴訟）。

ICCの2024年のネタニヤフとガラントに対する逮捕状はすでに前例を設けていますが、イスラエルのICC非加盟国としての地位と米国の保護により執行が妨げられています。普遍的管轄権はこれらの障壁を回避し、個々の国家が独立して行動できます。これにより、海外を旅行するイスラエル当局者に逮捕の脅威が常に存在し、命令に従ったとしても国際犯罪に対する個人の責任を強化するニュルンベルク原則が強化されます。また、免責がもはや保証されないことを示すことで、将来の違反を抑止します。

5. 和平交渉での平等の強制

これらの措置の最も重要な成果の一つは、イスラエル・パレスチナ和平交渉の場を平等にすることです。現在、イスラエルは米国に支援された強力な軍を持つ承認された国家として、強者の立場から交渉しています。139カ国に承認されているが主要な西側諸国には承認されていないパレスチナは、非国家主体として扱われ、しばしばパレスチナ自治政府（PA）や多くの国がテロ組織と指定するハマスによって代表されます。この非対称性は、イスラエルが譲歩する圧力がほとんどないため、意味のある交渉を損ないます。

イスラエルを非承認とし、IDFをテロ組織と指定することは、このダイナミクスを変えます。イスラエルは国家の地位を失い、パレスチナ代表と対等な立場に置かれます。両者は非国家主体として扱われ、武装グループ（IDFとハマス）がテロ組織と指定される可能性があります。この法的平等は、国家の地位の不均衡なしに両者を交渉に強制し、イスラエルに帰還の権利、占領の終了、実行可能なパレスチナ国家の設立といったパレスチナの主要な要求に対処することを強めます。

歴史的例がこのアプローチを支持します。1990年代、アパルトヘイト下の南アフリカは、世界的孤立と制裁に直面し、西側諸国がかつてテロ組織と指定したアフリカ民族会議（ANC）と交渉せざるを得ませんでした。ANCの指定は最終的に解除され、両者は対等に交渉し、アパルトヘイトの終焉につながりました。同様に、イスラエルを非承認とすることは、国際的正統性と経済的存続が公正な解決にかかっていることを知り、パレスチナ代表との真剣な関与を促す可能性があります。

6. イスラエルに譲歩を強いる

国際的承認を回復するためには、イスラエルは重大な譲歩を行う必要があります。これには以下が含まれる可能性があります：

- **占領の終了**：ヨルダン川西岸の違法入植地を解体し、2024年のICJ判決に沿って占領地から撤退する。
- **ガザでの軍事作戦の停止**：ガザ保健省のデータによると、2024-2025年のガザ作戦で45,000人以上のパレスチナ人を殺害した空爆、封鎖、その他の民間人犠牲を引き起こす行動を停止する。

- **戦争犯罪の責任追及**：ラファ爆撃や援助物資輸送隊への攻撃など、残虐行為の責任者であるIDF司令官や当局者を訴追するためにICCや国内裁判所と協力する。
- **パレスチナ国家の承認**：再承認の前提条件として、東エルサレムを首都とする完全なパレスチナ国家を支持する。

承認を回復するインセンティブは非常に大きいでしょう。国家の地位がなければ、イスラエルは国際貿易、金融システム、外交フォーラムへのアクセスを失います。EUと米国への輸出に大きく依存する経済は、継続的な制裁の下で崩壊します。普遍的管轄権の脅威は、イスラエル当局者の海外旅行を抑止し、個人としての遵守のインセンティブを生み出します。各国は再承認への明確な道を提供できます：これらの譲歩を実施し、国際法の遵守を示し、正統性を回復する。

7. 反論への対応

批判者は、イスラエルを非承認とすることは紛争をエスカレートさせるリスクがあり、イスラエルのいわゆる核ドクトリンであるサムソン・オプションのような極端な措置につながる可能性があるとして主張するかもしれません。これは正当な懸念ですが、核エスカレーションの可能性は低いです。イスラエルが核兵器を使用すれば、イラン、パキスタン、中国、ロシアを含む世界的な報復を招き、自己破壊を確実にするでしょう。より可能性が高いのは、2024-2025年に見られたように、イスラエルが従来型作戦を強化することですが、これは国際平和維持部隊やより厳しい制裁で対抗できます。

もう一つの懸念は、これらの措置がハマスのようなパレスチナ派閥を勢いづける可能性があるというものです。しかし、前述の通り、ハマスのエスカレーション能力は、イスラエルの封鎖と軍事作戦によって著しく弱体化しています。さらに、IDFをテロ組織と指定することで平等が生まれ、相互の非合法化を避けるために両者がエスカレーションを抑えるよう促します。

最後に、イスラエルの非承認は国家の政治化によって国際法の安定性を損なうと主張する者もいるかもしれません。しかし、国家の承認は、コソボや台湾のような係争中の実体に見られるように、常に政治的行為です。責任追及のツールとして承認を使用することは、国際法を支える正義と人権の原則に沿っています。

8. 結論

国際社会は、イスラエルの国際法の体系的違反に対処する道徳的かつ法的義務を負っています。イスラエルを国家として非承認とし、外交的・経済的関係を断ち切り、IDFをテロ組織と指定し、戦争犯罪およびテロリストの疑いのある者に対して普遍的管轄権を主張することは、前例のない責任追及の圧力を生み出します。これらの措置は、イスラエルとパレスチナの代表者が対等に交渉することを強制し、和平交渉の場を平等にし、イスラエルに占領の終了、軍事作戦の停止、パレスチナ国家の承認といった譲歩を強いて国際的正統性を回復させます。エスカレーションのリスクは存在しますが、公正で永続的な平和の可能性がそれを上回ります。世界が大胆な行動を起こし、イスラエル・パレスチナ紛争において正義、平等、人権が勝利する時が来ました。